

令和 6 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 1 号

令和 6 年 6 月 3 日（月曜日）

議事日程 第 1 号

令和 6 年 6 月 3 日（月曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 報告第 1 号 令和 5 年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 2 号 令和 5 年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 2 号）)
- 日程第 8 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和 5 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）)
- 日程第 9 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町税条例の一部改正について)
- 日程第 10 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町都市計画税条例の一部改正について)
- 日程第 11 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第 12 議案第 26 号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 27 号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 28 号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 29 号 玉村町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 30 号 玉村町水道事業の設置等に関する条例及び玉村町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 31 号 玉村町下水道条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 32 号 令和 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 33 号 令和 6 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 0 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について

日程第 2 1 議案第 3 5 号 財産の取得について

日程第 2 2 議案第 3 6 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

日程第 2 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２人）

1 番	羽 鳥 光 博 君	2 番	堀 越 真由子 君
3 番	松 本 幸 喜 君	4 番	笠 原 則 孝 君
5 番	小 林 一 幸 君	6 番	月 田 均 君
7 番	備前島 久仁子 君	8 番	三 友 美恵子 君
9 番	高 橋 茂 樹 君	10 番	浅 見 武 志 君
12 番	新 井 賢 次 君	13 番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理恵子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会計管理者 兼 会計課長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

令和6年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和6年玉村町議会第2回定例会が招集されましたところ、ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対し、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決に達せられるよう切望するものであります。

また、今定例会には8名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。梅雨の季節を迎えますが、議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施されました監査・検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容はお手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、1番羽鳥光博議員、2番堀越真由子議員の両名を指名します。

○日程第３ 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第３、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る５月２４日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 浅見武志君登壇〕

◇議会運営委員長（浅見武志君） おはようございます。令和６年玉村町議会第２回定例会が開催されるに当たり、去る５月２４日午前９時より役場４階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から６月１２日までの１０日間といたします。

今定例会には、町長から提案される議案は、報告が２件、承認が５件、条例の一部改正や補正予算に関する議案等が１１件の計１８議案を予定しております。

概要につきましては、まず日程１日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。

次に、町長より報告第１号及び報告第２号の２件について一括して報告があります。

次に、承認第１号及び承認第２号までの２議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、承認３号から承認５号までの３議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、条例の一部改正に関する議案第２６号から議案第３１号までの６議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、補正予算に関する議案第３２号及び第３３号の２議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、事件関係の議案として、議案３４号から議案第３６号までの３議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

最後に、一般質問を行います。質問者は３名です。

日程２日目は、午前９時開議、一般質問を行います。質問者は５人です。

日程３日目は、事務整理のため休会といたします。

日程４日目は、午前９時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程５日目は、午前９時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程６日目及び７日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程８日目並びに９日目は、事務整理のため休会といたします。

日程１０日目は最終日とし、午前１１時から議会運営委員会が開催され、午後１時３０分から全員協議会が開催されます。

その後、本会議を午後２時３０分に開議し、各委員長から開会中の所管事務調査報告並びに閉会中の所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和６年玉村町議会第２回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から６月１２日までの１０日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から６月１２日までの１０日間とすることに決定しました。



○日程第４ 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第４、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

小林一幸総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 小林一幸君登壇〕

◇総務経済常任委員長（小林一幸君） おはようございます。総務経済常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

日時、令和６年５月１０日金曜日、午前９時６分から１０時１５分。

場所は全員協議会室で行いました。

本委員会は５月１０日、委員全員参加の下、所管する総務課の当面の課題について調査しましたので、ご報告いたします。

調査項目の内容です。玉村町の財政状況について。

目的です。今回の所管事務調査では、住民サービスを行っていく上で、玉村町の財政状況について所管である総務課より説明を受けました。

概要です。１番、自主財源の状況です。自主財源は、約６０億円台を推移している。自主財源比率については、令和２年度及び令和３年度が５０％を下回っている。要因としては、国の新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金やワクチン接種事業等による国県支出金の増加、財政調整基金繰入金の減少等が挙げられる。

2番、経常的経費の状況。令和元年まではほぼ横ばいで推移していたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策に係る補助金、給付金が増加したため、経常的経費全体も増加をしている。

3番、経常収支比率の状況。改善傾向が続いており、令和元年度以降は県・市平均を下回っている。令和4年度は、町税の増収等により町村平均も下回った。

経常一般財源収入額の内訳を見ると、町税、地方交付税、その他の収入は増加傾向にある。令和4年度は町税が大幅に増加し、臨時財政対策債は減少した。

経常経費充当一般財源の内訳では、臨時的任用職員賃金等は物件費に計上されていたが、令和2年度以降は会計年度任用職員となり、人件費に計上されることになった。また、令和2年度に下水道事業が企業会計に移行したことに伴い、繰出金の一部が補助金等に振り替えられたため、繰出金が減少し、補助金等が増加している。

4番、公債費負担比率の状況。県平均と比較して低率であり、令和元年度以降は町村平均も下回って推移をしている。

5番、財政力指数の状況。県の平均を上回って推移しており、令和2年度以降は市平均に近い指数となっている。

6番、地方債現在高の状況。全体として減少傾向にあるが、令和3年度は、役場庁舎のレジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入事業や社会体育館長寿命化改修事業といった大きな起債があったため増加している。

7番、積立金残高の状況。平成30年度は、過去のピーク時の半分以上まで減少していたが、令和元年度からは増加に転じている。特に令和3年度、令和4年度に大きく増加しているが、要因としては、コロナ禍における歳出減や地方交付税・国交付金の増加、法人町民税の増加などが挙げられる。

8番、基金残高の状況。それぞれの会計において、財源の年度間調整や後年度の事業に充てる費用等を考慮して運営しており、基金現在高は全体的に増加傾向となっている。

9番、財政調整基金取崩額の推移。平成26年度は当初予算における財政調整基金取崩額を全額取り崩していますが、平成27年度以降は全額を取り崩すことなく、特に令和元年度、3年度及び4年度は、財政調整基金の取崩しをしていない。

玉村町の財政状況の今後について。歳入・歳出の状況について、自主財源・経常的経費・経常収支比率・公債費負担比率・財政力指数・地方債現在高・積立金残高・各種基金現在高・財政調整基金などの視点から見て全体的に安定した状況であることが理解できた。

以上の内容の表は、次ページから載っておりますので、ご確認をお願いいたします。

考察です。今回、玉村町の財政について調査を行いました。総務課からは、財政状況について各項目について説明を受けました。追加して、地方特例交付金の詳細や法人税増収の理由、育英基金の減額の状況などの質問をさせていただきました。

委員からの意見として、財政状況は安定しているが、企業の景気に左右され、税収が変化することへの懸念や基金などが増加している状況はよいが、住民サービスの低下とならないよう、もっと有効活用していただきたい。

消滅可能性都市となっている状況を踏まえ、都市計画など将来のことをもっと考える必要がある。

特別交付税を受けるために、玉村町として積極的な事業を行っていただきたいなどの意見がありました。

以上の委員の意見から、財政状況は全体的に安定した運営を行っている状況で理解ができた。財政調整基金などの積立てが増加していることはよいが、さらなる住民サービスの向上に向けた事業を積極的に行い、有効活用していくことが期待される。将来を見据えていくことも必要だが、現在の行政サービスを行っていくことは必須であり、安心して生活できる環境整備も必要である。国県などからの交付金も有効に活用した財政運営を期待する。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

羽鳥光博民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇民生文教常任委員長（羽鳥光博君） 民生文教常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。

所管事務調査の結果は、会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和6年5月13日、午前9時8分から午前9時51分、全員協議会室にて行いました。

本委員会は5月13日、委員全員参加の下、所管する住民課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目は、国民健康保険事業の現状と今後についてでございます。

これまでの経緯。平成29年度までは市町村が保険者となり国保を運営してきましたが、医療の高度化や高齢化などにより、医療費が増加し、全国的に国保の財政運営が厳しい状況が続いています。

平成30年度から県と市町村が共同で国保の運営を担うことになり、小規模保険者の財政運営リスクが緩和されました。

基本的な方針として、第2期国保運営方針で段階的に統一を進めて、第1段階として、令和6年度から納付金が統一されることになりました。

今後について。令和9年度からは、資産割を廃止し、全市町村が3方式（所得割、均等割、平等割）の課税方法として統一されます。

最終的には、保険税率と課税方式を県内統一することで、県内であれば、どこにいても同じ所得、同じ家族構成であれば税額は同じになります。

群馬県では、令和15年度を統一の目標年度としております。

このようなことから、町も資産割を廃止し、令和7年度から課税方式を3方式とすることを予定しております。

以下、関連の資料として医療費の財源構成と保険水準の統一（群馬県の取組）、近隣市との比較の状況、令和5年度の国民健康保険特別会計決算見込みと6年度の当初予算の状況、保険者数の推移とグラフ、それからマイナンバーカードの健康保険証利用の現行の状況と今年の12月2日以降、健康保険証が新たに発行されなくなるというふうなお知らせのリーフレットがついてございます。

最後に、考察といたしまして、住民課からは、「玉村町国民健康保険の現状の今後について」と「令和6年12月2日以降国民健康保険証が新たに発行されなくなるマイナンバーカードの健康保険証への切り替え」について、課題と今度の予定について説明がございました。

委員からは、まず国民健康保険については、現行の玉村町の課税方式につき、令和7年度から4方式から資産割を廃止した3方式に移行することにつき、移行後の税額の多寡について質疑があり、関連して低所得者への軽減策についても質疑が交わされました。

そのほか、3方式への移行に伴う国保財政調整基金の取崩しと国民健康保険税の収納率の現状について質問が出されました。移行時に適正な取崩しを実施すること、収納率は玉村町の被保険者数から見て標準的な収納率を上回っているとの回答がありました。また、健康保険証利用登録が済んでいるマイナンバーカードにつきまして、令和6年12月2日から国民健康保険証が新たに発行されなくなるとの説明とマイナ保険証をお持ちでない方に対して交付される「資格確認書」の発行方法について複数の質疑が交わされ、高齢者や認知症の方などに配慮した受け渡しを行うよう要望が出されました。

意見といたしまして、令和7年度からの国民健康保険税水準の統一に向けた玉村町の動きに賛同する意見が複数ございました。また、マイナンバーカードでは、カードのセキュリティーを重視した管理の徹底を行うようにとの意見が出されました。

以上、所管事務調査といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもって、閉会中における所管事務調査報告を終了します。



○日程第5 報告第1号 令和5年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第6 報告第2号 令和5年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

◇議長（石内國雄君） 日程第5、報告第1号 令和5年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第6、報告第2号 令和5年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより2件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和6年玉村町議会第2回定例会の開会に当たりご挨拶申し上げます。

現在、町の至るところで麦秋の郷にふさわしく、黄金色に輝く麦のじゅうたんが一面に広がり、また北部公園や文化センターのバラも見頃を迎え、美しい風景が私たちを楽しませてくれています。

さらに、先日、重田家住宅では「ひまわりプロジェクト」が開催され、ヒマワリの種まきが行われました。7月下旬から8月上旬には開花が予想されており、7月20日と21日には開花イベントも開催される予定です。

このように自然豊かな風景や重田家住宅などの文化財を生かしながら、町民の皆様や地域企業の方々と連携し、地域の活性化を図るとともに、町の魅力を広く発信し、さらなる交流を促進することで、より魅力的なまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

また、このたび、石内國雄議長におかれましては、関東町村議会議長会の会長に就任されました。誠におめでとうございます。長年にわたり培われたご経験を生かし、関東町村議会発展のためにますますご活躍されますことを祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

さて、本定例会は、本日より開会し、6月12日までの10日間、18議案につきまして提案させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。また、一般質問では8人の議員から、町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意、議論を尽くしてまいりたいと存じますので、併せてよろしくお願い申し上げます、説明に入らせていただきます。

初めに、報告第1号 令和5年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和5年度補正予算で繰越明許費を設定した事業について、令和6年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、戸籍情報総合システムやコンビニ交付システム改修、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、低所得子育て世帯等に対する各種給付金をはじめ、物価高騰対策に係る水道事業会計への繰出金や道路補修事業、高崎玉村スマートIC周辺地区まちづくり事業等、合わせて15事業で、繰越総額は3億396万3,605円でございます。

次に、報告第2号 令和5年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第2項の規定に基づき、令和5年度から令和6年度へ繰り越した事業について、同法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、収益的支出におけるPPP／PFI導入可能性調査業務委託で、繰越額は704万円であり、財源の全額が当年度損益勘定留保資金でございます。

以上、ご報告申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で報告を終了いたします。



○日程第 7 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 2 号））

○日程第 8 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和 5 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））

◇議長（石内國雄君） 日程第 7、承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 2 号））と日程第 8、承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和 5 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））の 2 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号と承認第 2 号の 2 議案を一括議題とすることに決定しました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第 1 号 令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 2 号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 2 9 日付で専決処分したもので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 7, 0 7 0 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 2 4 億 7, 0 1 5 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

まず、歳入の主なものでございますが、各種交付金等の決算見込みにより、地方譲与税や株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金等を増額するとともに、減収となる利子割交付金、配当割交付金、ゴルフ場利用税交付金及び地方交付税等を減額いたしました。

国・県支出金では、事業費の確定見込みによる新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び接種体制確保事業費補助金の減額や、その他補助事業の確定等による補正でございます。

寄附金では、ふるさと納税の寄附額が予算額を下回ったことから、収入額を減額した上で、それぞれ寄附の使途に応じた事業への充当を行うほか、その他の寄附金について、それぞれ寄附の目的に沿った基金の積立てに充当するものでございます。

諸収入では、公共施設のひょう被害に対する公有建物災害共済事業共済金等を計上しております。

また、町債は、事業費の確定による起債額の減額でございます。

一方、歳出につきましては、各種事業費の確定等による減額のほか、寄附者の意向に沿った寄附金の基金への積立てや、事業の精算による国・県返還金等を計上しております。

繰越明許費の追加につきましては、それぞれの事業において年度内に完了しないことが見込まれるため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上が、本専決処分における一般会計補正予算の主な内容です。

次に、承認第2号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億5,629万5,000円とするものでございます。

主な専決内容ですが、歳入につきましては、国民健康保険税の減額及び保険給付費の減額に伴う県支出金の減額、そして繰越金の増額でございます。

歳出につきましては、保険給付費における療養給付費や高額療養費を減額するものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第7、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和5年度玉村町一般会計補正予算（第12号））、これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 町単独農業用水利施設管理事業として564万円の減額と数字が出ていますが、もともと令和5年度の当初予算の中でこの施設管理事業として239万6,000円が計上されていたと思います。それと、この三角の564万円というのがどういう関係なのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

今回の町単独農業用水利施設管理事業につきましては、国が示している5年水張り問題というものがございまして、5年間に1度水を張らないと直接交付金が受けられないという新しい制度の下に、町内にある水路のしゅんせつ作業を行うに当たって予算計上させていただいた内容でございます。

こちらにつきましては、実際に現地に入ったところ、なかなか田面が水路より高いとか、それから道路上にない水路等もございましたので、農地に重機を入れて修正しなければいけない場所もございまして、そういったところが農家の方からちょっと反対を受けたということで、なかなか当初の計画どおりにいかなかった状況でございました。

実際に施工したエリアとしましては、下之宮と箱石、延長的には約1キロぐらいなのですが、しゅんせつ作業を行わせていただきました。ただ、そういった状況によって、当初の計画どおりにいかなかったこともございまして、564万円のいわゆる減という形になっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） そうしますと、当初予算でこの項目は予算計上してあったのですか。私は当初予算書を見た中にこういう項目がなかったかなと思うのですが、途中で追加になっていたのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） 当初ではしゅんせつ作業等を行う経費は上げていたと思うのですが、こちらの下之宮、箱石、そういったところのしゅんせつにつきましては、たしか補正予算で計上させていただいて、増額していた感じかと思います。すみません。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和5年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第 9 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）

○日程第 10 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

○日程第 11 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）

◇議長（石内國雄君） 日程第 9、承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）から日程第 11、承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）の 3 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 3 号から承認第 5 号までの 3 議案を一括議題とすることに決定しました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、玉村町

税条例の一部を改正する条例について専決処分したものです。

今回の改正は、法律の改正や法改正による規定の新設に合わせ、町条例の規定整備を行うものです。

主な改正内容といたしましては、個人の町民税において、職権による減免を可能とする規定の追加、定額減税による特別税額控除に係る規定の新設・追加によるものです。

固定資産税関係では、職権による減免を可能とする規定の追加、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例の規定の削除、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準及び一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準について、わがまち特例を導入する規定の追加、新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額の適用に関する規定の追加、そのほか固定資産評価替えに伴う負担調整措置等の延長規定の追加であります。

そのほかは法改正による項ずれを反映するものになります。

次に、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日付で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分をしたものです。

主な改正内容といたしましては、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例の規定の削除、一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準について、わがまち特例を導入する規定の追加、及びそれぞれの条文中の項ずれを反映するものになります。

次に、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をしたものでございます。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税分の課税限度額を22万円から24万円に引き上げ、減額措置に係る軽減判定において、5割軽減については被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を29万円から29万5,000円に引き上げ、2割軽減では、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げ、減額対象を広げるものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第9、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第 12 議案第 26 号 玉村町職員定数条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 12、議案第 26 号 玉村町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 26 号 玉村町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和 5 年度から始まった段階的な職員の定年引上げに伴い、その間における新規採用職員の確保とともに、任命権者別の職員定数を現在の配置状況に合わせ、組織全体の活力の維持・向上のため、町長及び農業委員会部局の職員定数を変更するものでございます。

特に職員の定年につきましては、60 歳から段階的に引き上げ、令和 13 年度に 65 歳となります。60 歳以降は役職定年及び再任用制度により、65 歳まで勤務できる体制が整っており、退職者がいない年度も想定されることから、退職者の補充を基本とした従来の採用とは異なる対応が必要となります。具体的には令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間に於いて、各年度 2 人ずつ新規採用を確保し、組織全体として定数を 10 人増員するものでございます。

改正内容としましては、町長の事務部局の職員定数を現行 189 人のところ 9 人増やし 198 人に、農業委員会部局の職員定数を現行 1 人のところ 1 人増やし 2 人に変更し、組織全体の総数としまして、241 人から 10 人増えまして 251 人にするものでございます。

なお、本改正はあくまで定数を確保するものであり、各年度における実際の採用者数につきましては、新規事業や退職者の状況を踏まえ、その都度検討してまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 27 号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 13、議案第 27 号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 27 号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法第 6 条に規定する不均一の課税を行う根拠となる、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令等の改正が行われたことに伴い、本条例もそれに合わせる形でそれぞれ次のとおり改正するものです。

第 1 に、不均一の課税を行う要件が、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するとされる特定業務施設の減価償却資産であることに加え、その施設に併設される児童福祉施設に同時に新設される償却資産も対象となったことに伴い、条文を改正するものでございます。

第 2 に、不均一課税を行うためには、第 1 でご説明した資産が記載された特定業務施設整備計画の認定日が、地域再生計画の公示日以後令和 6 月 3 月 31 日までであることが条件となっておりましたが、令和 8 年 3 月 31 日までに延長されたことに伴い、条文を改正するものでございます。

なお、施行日は公布の日からとし、令和７年度以後の固定資産税について適用することといたします。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第１４ 議案第２８号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第１４、議案第２８号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第２８号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正する内閣府令が公布されたことから、それに準じて制定されている本条例についても所要の改正を行うものです。

改正内容としては、小規模保育事業所や事業所内保育事業所における保育士や保育従事者の配置基準を改めるものであり、満３歳以上４歳未満の児童に対して「おおむね２０人につき１人以上」とさ

れているものを「おおむね１５人につき１人以上」に、満４歳以上の児童に対して「おおむね３０人につき１人以上」とされているものを「おおむね２５人につき１人以上」とするものです。

いずれも国の基準に応じた内容の改正であり、公布の日から施行となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○日程第１５ 議案第２９号 玉村町放課後児童クラブ条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第１５、議案第２９号 玉村町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第２９号 玉村町放課後児童クラブ条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町立小学校、中学校管理規則の改正に伴い、夏季休業日が、これまで７月２１日から８月２８日までだったものが、今年度より７月２１日から８月３１日までに変更されたため、夏季休業期間の放課後児童クラブ利用登録を行った児童について、８月の放課後児童クラブ使用料及び延長クラブ使用料を、通年利用する児童の使用料と同額となるよう見直しを行うものです。

改正内容としましては、夏季休業日の８月分の放課後児童クラブ使用料を５，９００円から７，０００円に、延長クラブ使用料を８００円から１，０００円に変更し、５日未満の利用については日割計算で１日当たり２００円にし、併せて区分や使用料などについて記載内容や文言の整理を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第１６ 議案第３０号 玉村町水道事業の設置等に関する条例及び玉村町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第１６、議案第３０号 玉村町水道事業の設置等に関する条例及び玉村町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第３０号 玉村町水道事業の設置等に関する条例及び玉村町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い発生する条ずれを解消するため、影響を受ける玉村町水道事業の設置等に関する条例及び玉村町下水道事業の設置等に関する条例の２条例を

1つの一部改正条例により、改正するものでございます。

具体的な改正内容についてですが、条例中で引用している地方自治法の条項を「第243条の2第8項」から「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○日程第17 議案第31号 玉村町下水道条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第17、議案第31号 玉村町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第31号 玉村町下水道条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として定められている標準下水道条例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。町は、公共下水道への接続工事を施工する排水設備指定工事店に対して、営業所ごとに有資格者である排水設備工事責任技術者を1名以上専属させることを義務づけておりますが、改正後は当該規制を見直し、他の営業所との兼務状況を確認した上で、群馬県内の営業所について兼任することを認めるよう規制緩和するものでございます。

また、このほか公共下水道からの放流水に関する排水基準が見直されたことにより、改正後の基準に適合するよう改正するとともに、併せて必要な文言修正を行うものでございます。

なお、一部改正条例の施行日ですが、指定工事店に関する事項については令和6年7月1日、排水基準の見直しに関する事項については令和7年4月1日でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時10分に再開いたします。

午前9時57分休憩

午前10時10分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

_____ ◇ _____

○日程第18 議案第32号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第1号）

○日程第19 議案第33号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◇議長（石内國雄君） 日程第18、議案第32号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第1号）と日程第19、議案第33号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2議案

を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号と議案第33号の2議案を一括議題とすることに決定しました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第32号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3億3,872万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億5,872万6,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、まず総務費では樋越地区の防犯灯について、一部の架線でたるみが生じているため、修繕工事を実施するほか、地域おこし協力隊について県の補助事業を活用し、玉村町の移住体験事業を実施するため、必要な経費を計上いたしました。

また、市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業及び自治総合センターコミュニティ助成事業につきましては、斎田区及び宇貫区が事業採択となりましたので、それぞれ助成費用を計上しております。

さらに、基幹業務総合情報システムでは、法律や制度改正に伴うシステム改修費の追加、及び基幹系システム等の標準化に伴う経費の減額を行うほか、戸籍情報総合システムでは、標準化に伴うシステム改修のスケジュールが変更になったため、令和6年度予算を減額し、新たに令和7年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

次に、民生費では、国が実施する定額減税において控除し切れない方を対象とした特別給付金をはじめ、低所得子育て世帯への加算給付金、新たな住民税非課税世帯に対する給付金、新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金に係る必要な経費を計上するものでございます。

また、県の補助金を活用して、介護職への就労を希望する方を対象に、介護に関する入門的研修を実施し、必要なスキルの習得等を支援するほか、上陽児童館につきましては、放課後児童クラブ室の空調設備が老朽化により不具合が生じているため、気温が高くなる時期に間に合うよう、空調設備を入れ替えるものでございます。

次に、衛生費では、秋に予定している新型コロナウイルスワクチンの定期接種の通知等に係る経費を計上するほか、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害について、国に認定された事案に対して給付金を支給するものでございます。

次に、土木費では、町営住宅の入居待ちの方ができる限り速やかに入居できるよう、町営住宅の修繕費を増額するほか、住宅の耐震診断委託料につきましては、国庫補助金の交付決定に合わせて増額

するものでございます。

次に、教育費では、教務用コンピューター整備に伴い、インターネットの回線整備が追加で必要となったことから、回線利用料を追加するほか、児童用のクロームブックについて、故障時等の予備機についても国の補助対象となることが判明したため、併せて購入するものでございます。

また、芝根小学校のプール管理事業につきましては、施設の老朽化等を鑑み、近隣の玉村町B＆G海洋センターの活用を検討しておりましたが、学校と海洋センターとの調整が整い、今年の夏から利用できることとなりましたので、新たに海洋センターの施設利用料を計上し、既存のプール管理経費を減額するものでございます。

そのほか、老朽化の激しい玉村幼稚園の砂場につきましては、森林環境譲与税を活用して修繕工事を行うほか、給食センターにおいては、破損している給食コンテナ搬入口の引き戸を入れ替えるものでございます。

以上が歳出の主な補正内容となります。

次に、歳入でございますが、今回の補正に伴う財源といたしましては、各事業の執行に伴う国、県支出金をはじめ、寄附金、諸収入及び前年度繰越金を予定しております。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第33号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に173万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億2,517万4,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳出につきましては、国民健康保険被保険者への加入者情報の確認通知作成に伴う業務委託及びその発送に伴う郵便料を計上するものでございます。

次に、歳入でございますが、今回の補正に伴う財源といたしましては繰越金を予定しており、増額するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第18、議案第32号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 15ページです。一般会計の15ページ、先ほど町長の説明がありましたけれども、LED照明の架線がたるんでいるという話だったのですが、実際たるんでいるのですが、同じようなものが芝根小学校のところにもあるのですけれども、それは全くたるんでいないということで、なぜ樋越のあそこだけが垂れ下がっているのか分かりますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 答えさせていただきます。

芝根小学校のところの防犯灯はたるんでいないということであります。その樋越の防犯灯なのですが、平成20年から22年くらいの間に造られたもので、普通の電柱にあるのではなくて、防犯灯用のポールをわざわざ立てて、そこに電線が通っている形状のものなので、多分電線に針金をまいて強度をつけている、張ってあるのですが、それがほどけてきて針金とかも出てしまっているような状態になっています。ちょっと何でという原因までは分かりません。すみません。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 昨日ちょっと見たら、芝根小学校も同じように、細い支柱を立てて、そこでやっているの、構造的には全く同じような感じがしました。たしか上陽のほうの方が風が強いのかなとか思って帰ってきたのですが、電線ですね。電線がたるんでいるわけだから、その線を今度全部交換するのですか、それとも縛り方を変えるか、どちらの対策をするのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 交換することになります。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第33号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これよ

り本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 0 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について

◇議長（石内國雄君） 日程第 2 0、議案第 3 4 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 3 4 号 工事請負契約についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町学校施設等個別長寿命化計画に沿い、芝根小学校トイレ改修工事を条件付一般競争入札で行ったところ、7 業者の参加申込みがあり、5 月 1 3 日に開札をしました結果、田中建設株式会社玉村支店、取締役玉村支店長、田中克宗が消費税込み 7, 6 7 8 万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は学校トイレの洋式化、床や壁、給排水管及び照明等設備を更新するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第２１ 議案第３５号 財産の取得について

◇議長（石内國雄君） 日程第２１、議案第３５号 財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第３５号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、現在、庁舎内外で職員が事務用で使用する内部情報系システムのパソコン及びソフトウェアが老朽化したため、入れ替えるものです。内訳としましては、ノートパソコン７２台、デスクトップパソコン１２台となります。

５月１日、特命随意契約により、群馬県桐生市広沢町３丁目４０２５番地、株式会社両毛システムズ、代表取締役社長、北澤直来から消費税込み１，８９２万円で購入するものであり、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本財産の購入により、内部情報系システムの安定稼働及び業務効率を上げ、住民サービスの向上を図るものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

7 番備前島久仁子議員。

〔7 番 備前島久仁子君発言〕

◇7 番（備前島久仁子君） 特命随意契約について伺いしますが、この会社とはもう既に長く特命となって契約していると思います。同じ会社で長く契約しているというそのメリット性はあると思うのですが、他の自治体でもやはりこうした O A 機器などは、この特命随意契約が多いのかどうか。そして、この会社とは既にもう何年ほどの契約をしているか。そして、価格の面でも、一般競争入札としてする場合とのその差はどのように考えているか伺います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

このパソコンの購入につきましては、職員が日々事務用で使用するパソコンということなのですが、万が一これに不具合が生じた場合には、やはりハードウェア的に壊れたのか、ソフトウェア的に壊れたのか、いわゆる機械的に壊れたのか、システムの的に壊れたのか、どうしてもここのすみ分け、切り分けが難しいということで、プロが見ても分からないことが多々あるということで、当然職員が見ればプロではないので、判別が難しいというところの中で、システム導入業者に一本化して購入しているのが現状ということです。

過去にも同様な質問が何度もあったかと思いますが、どうしてもやはりシステム一体として購入するというので、単なるパソコンの購入ではないのだよということでご理解していただければと思うのですが、このシステムの導入につきましては、平成 10 年だったかな、そこで財務会計システムと庁内のメールシステムですとか、あと掲示板ですとか、職員がふだん事務用で使うもののシステムを、当時プロポーザル方式により入れたという経緯だったと思うのですが、どうしても単なるパソコンで、ただ文書のワードとかエクセルだけ入れて使うものではないので、システムにどうしてもつなげて、そういったシステムも一体的にインストールする作業も必要ということでありますので、他の自治体でも一体的に導入するのが通例かなとは思っております。この今回購入するパソコン、ほとんどがノートパソコンなのですが、72 台。そのほか 12 台、計 84 台のパソコンなのですが、スペック的にいわゆるインテルの Core i5 という性能のものなのですが、これは一般的に事務で使うには十分な性能ということで、これを一般競争入札でやるとなると、海外製のものが入ってきたりとか、同等のスペックというところでやったとしても、ふだん使っていて壊れやすいとか、そういった信頼性の観点からいえば、今回は富士通製の製品ですので、単価的にも 10 万円ちょっとくらいで、この間もネットでいろいろ調べてみたのですが、同じ富士通製のものであれば大体ネットでも 10 万円程度はしますので、そんなに遜色ない金額かなとは思っているところであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第２２ 議案第３６号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議 について

◇議長（石内國雄君） 日程第２２、議案第３６号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第３６号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、地方自治法第２９１条の３第１項及び第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了しました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 3 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第 2 3、一般質問を行います。

今定例会には、8名の議員から通告がされております。

一 般 質 問 表

令和 6 年玉村町議会第 2 回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 町のキャッチフレーズについて 2. 両水跡地の今後について 3. 道の駅「玉村宿」の経営について 4. 高崎玉村スマート I C 北地区工業団地について	笠 原 則 孝

順序	質 問 事 項	質 問 者
2	1. 旧両水跡地の周辺開発について 2. 玉村産ブランド麦焼酎の生産・販売について 3. 鯉沢の水路に蓋をかけて歩道を整備する考えについて	浅 見 武 志
3	1. 乗合タクシー（たまりん）の総括について 2. 交通安全対策の取組について	月 田 均
4	1. 町道の舗装補修について 2. 玉村町産業祭表彰式について 3. 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の活用について 4. 企業版ふるさと納税への取組について	新 井 賢 次
5	1. 道路の整備状況について 2. 都市計画事業基金について 3. 農業振興地域の部分的な見直しについて	松 本 幸 喜
6	1. 個別避難計画作成の推進について 2. ふるさと納税の寄附受入増に向けた取組の強化について 3. 道路・水路補修等の社会資本整備予算の充実強化について 4. 水道料金改定について	羽 鳥 光 博
7	1. 小中学校での保護者負担金について 2. 玉村町の水害・防災について	堀 越 真由子
8	1. 行政窓口での対応について 2. 公共交通システムの今後について 3. 報酬改定に伴う町の対応及び事業所支援体制の整備について	小 林 一 幸

◇議長（石内國雄君） 初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） 初めまして、議席ナンバー4番笠原則孝が議長の許可を得て一般質問させていただきます。

まず第1に、町のキャッチフレーズについて。町長は、第6次総合計画で目指すべき将来像を「暮らすなら、ここがいい。」と定め、議会等と言っているが、他市町村と比べてどんな点がよいのか、

まず1点伺います。

次に、2番目です。現在皆様も分かるとおり、両水跡地の今後についてです。両水跡地は、何年も前よりそのままになっていたが、最近、解体作業に入っている。もうほとんど更地に近い状態になっています。そこが今後どのような工程で進んでいくのか、またお伺いしたいと思います。

3番目としまして、道の駅玉村宿の経営についてです。道の駅玉村宿は、タムムラデリカが指定管理者として運営していますが、町単独で運営していたときよりも安定している。原因は何か。また、南側の開発はどのようなになっているのか、これも伺います。

次に、最後になりますが、4番目としまして、高崎玉村スマートIC北地区の工業団地についてです。6月頃に業者の名前を発表するということになっていますが、いまだに企業名及び職種も分かっていません。もっと早く公開できないのか。町内の就職希望者の雇用にもつながるのではないかと。

この4点について一般質問したいと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 笠原則孝議員のご質問にお答えします。

まず初めに、町のキャッチフレーズについてお答えします。第6次玉村町総合計画では、「暮らすなら、ここがいい。」を町の目指す将来像と定めております。

他市町村と比較した本町のよさについては様々ありますが、本町は前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市の群馬県内の主要4都市に囲まれる位置にあり、近年は高崎玉村スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路の開通など、広域的な交通利便性も向上しております。

また、町内には豊かな自然環境とともに、日光例幣使道の宿場町として発展した本町の歴史をしのばせる文化的資源も残されているほか、町の玄関口となった道の駅玉村宿をはじめ、群馬県食肉卸売市場、全国食肉学校、フェリーチェ玉村国際小学校など、全国的にも個性が光る民間事業者も立地しております。

このような本町の特徴である恵まれた立地環境のよさを生かしながら、第6次総合計画に掲げられた6つの重点目標、「わざわい」から生命と財産をまもる、子どもを育て未来をつくる、元気に年を重ねられる町をつくる、生活しやすい環境をつくる、たまむらの良さを次世代につなぐ、そして笑顔と活気ある地域をつくり、つなげるといったこれらの6つの目標に向かって各種事業を進めることで、町の目指す将来像である「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向け鋭意努力しているところでございます。

次に、両水跡地の今後についてお答えいたします。両水跡地につきましては、西側の農地と一体的に市街化区域に編入し、商業施設用地として活用することで町の活性化につなげられるよう、現在進出を希望する企業と協力しながら各種手続を進めているところです。解体作業につきましては、進出希望の企業に確認しましたところ、土地建物を所有する両毛水産株式会社が行っているとのことでし

た。

現在、農林調整に関する国、県、関係機関との協議が完了したところですので、今後は本協議、治水協議、公聴会、都市計画審議会などの手続を経て、令和7年度に県全体で実施される第9回線引き定期見直しで市街化区域への編入を予定しております。

その後、進出を希望する企業が開発や建築に係る各種申請を行い、造成や建設などの工事を施工し、令和9年度頃の開業を予定しております。

次の道の駅玉村宿の経営についてお答えいたします。道の駅玉村宿は、平成30年度からタマムラデリカ株式会社が指定管理者として運営を行っています。

ご質問いただきました道の駅玉村宿の運営が安定している要因としましては、平成29年以降に複数回、キー局などのテレビメディアに取り上げられたことや高速道路「賢い料金」社会実験事業の実施により、高速道路に道の駅玉村宿の案内看板が設置されるなど、道の駅玉村宿の周知機会が増えたことで認知度が高まり、その効果により来場者が増加してきたことが一因と考えられます。来場者数は平成30年度に年間55万人を超え、コロナ禍においては、年間45万人まで一時的に減少しましたが、令和5年度には再度50万人を超え、来場者数の回復が見られる状況となりました。

それから、商品の年間売上額が高い数値で安定していることも要因の一つと考えられます。道の駅の販売商品につきましては、売れ筋の定番商品に加え、高い需要が見込める新たな商品への入替えなど、適宜消費者を飽きさせない工夫を行っています。さらに、冷凍自動販売機の新規導入、商品陳列棚の増設、昨年12月には酒類の販売を開始するなど、商品ラインナップの拡充も図っており、産地直送の果物をはじめとした消費者が魅力を感じる商品の幅を広げることで、道の駅での購買意欲の向上に努めております。

その成果として、来場者1人当たりの消費額単価は年々増加し、全体収入額が運営経費を上回る状況となっていることが、安定した経営につながっているものと考えられます。

また、玉村宿南側の開発についてですが、現在玉村宿の南側に観光交流拠点となる公園を整備する構想で、平成29年度の都市公園法の改正により新たに創設された公募設置管理制度、通称Park-PFIを活用し、官民共同で観光交流拠点となる公園の整備を進めるものでございます。Park-PFI制度は、飲食店や店舗などの公園利用者の利便性の向上に資する施設の設置とその周辺の園路や広場等の整備を一体的に行う者を公募により選定することができ、民間のノウハウと投資を活用したにぎわいの創出と公園維持管理費用の縮減が期待できます。

現在の状況ですが、昨年11月末に導入可能性調査業務が終了し、民間事業者参画に向けた可能性や、公園整備の基本構想、収支シミュレーションなどをまとめました。現在はその結果を踏まえて事業の実現を図るため、可能性調査で行ったサウンディング調査の際に好意的な回答のあった事業者と直接対話を実施し、実現に向けたさらなる検討を行い、事業の推進に向けて取り組んでいるところでございます。

最後に、高崎玉村スマートＩＣ北地区工業団地進出企業の公表についてお答えいたします。本工業団地につきましては、令和５年１２月に造成工事が完了し、予定では令和６年２月頃に群馬県と分譲予定企業との間で正式契約が締結され、土地の引渡しが行われる予定となっておりますが、国の完了手続きが遅れており、分譲予定企業との正式契約に至っていない状況であります。

今もなお分譲候補企業との予約契約の段階であり、正式契約をもって分譲企業が正式に決定されることから、企業名については正式契約後、公表の同意が得られた企業から順次公表される予定となります。

笠原議員ご質問の公表の予定でございますが、先日、群馬県企業局に再度の確認を行ったところ、笠原議員のご質問にありましたように、６月中には公表できるのではないかとのことでした。公表されましたら、速やかに町ホームページなどでお知らせいたします。

◇議長（石内國雄君） ４番笠原則孝議員。

〔４番 笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君） まず最初に、町のキャッチフレーズについてですが、ただいま町のキャッチフレーズについて町長の答弁を伺いましたが、総合計画の担当課である企画課の課長さんには、町が目指すべき将来像「暮らすなら、ここがいい。」というキャッチフレーズをほかの市町村と比較してどのようになっているか、ちょっとお聞きしたいのです。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

総合計画で定めます目指す将来像をほかの市町村と比較することにつきましては、それぞれの市町村が地域の実情に応じて定めるものでありますから、一概に単に比較するのは現実的にはなかなか難しいのではないかと思いますけれども、玉村町といたしましては、町が目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現することで、ここに住みたい、住み続けたい、住んでよかったと、年齢や性別、国籍にとらわれずに、あらゆる世代の方々に選ばれる町、選んでもらえる町として持続的に発展していけるように、そんな期待が込められたキャッチフレーズだと思っておりますし、大変魅力のあるフレーズだと思っております。

総合計画策定の担当課である企画課といたしましても、町の最上位の計画として着実に町政運営が図られるように、総合計画にひもづけられた各種計画、施策の着実な推進を各課に促しながら、全ての人から愛され、希望に満ちた誇れる町になっていければと思っております。

その実現に向けまして、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、恵まれた立地環境を生かしながらということで、特に令和６年度の町政運営に当たりましては、今の人口減少時代の中で少子化を克服していくためにも、町長も特に子育て支援に力を入れているということでございまして、安心して子供を産み育てられる環境整備に向けまして、小中学校の学校給食費ですか、こちらのほうの完全

無償化を実現したところだと思います。

その他各課において様々な取組が行われていると思いますけれども、町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向けて、玉村町では各課が連携して着実に歩みを進めているところだと思います。そういったことも踏まえまして、玉村町のキャッチフレーズ、目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」、これにつきましては、他の市町村、近隣市町村のキャッチフレーズ、私のほうでも調べてみたのですけれども、何ら遜色もなく、むしろどこにも負けないすばらしいものだと思っております。改めて思ったところでございます。

「暮らすなら、ここがいい。」、とてもシンプルで心に刺さるといいますか、響くというのでしょうか、とても心に残るフレーズだと思っております、簡単で本当に分かりやすい、いい、ほかの市町村と比べても分かりやすいキャッチフレーズだと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4 番笠原則孝議員。

〔4 番 笠原則孝君発言〕

◇4 番（笠原則孝君） キャッチフレーズは非常にいいのですけれども、今「暮らすなら、ここがいい。」という割には、ちょっと町からの流出者が多いのですね。その代わり外国人が1, 500人もいるのだから、この辺を何とか町としても考えないと。では、外国人が玉村町に暮らすのでいいのかなと、こう感じてしまう場合もありますけれども、いろいろと他市町村と比べますと、それはまあいろんな遜色がありますけれども、非常に玉村町は交通の便はいいのです。大きな交通は最高に、恐らく私がいろいろなところへ行ってみても、一番いいのではないかと思います。

その割には、町の中に走っている道路は、みんなちょっと中途半端なのです。混んでしまったり、袋地で閉まってしまったり、そんな関係と、あと狭かったり、その辺をやはり「暮らすなら、ここがいい。」と注目するのであれば、まず交通の道路網、そこら辺を早急に県と相談してやってもらって、それからやはりいろいろ出ているのですけれども、道路の標示のほうも大分消えていると。全部皆消えていきます。早く何とかしてくれということ。それとあと、どうもアスファルトをひっかいた後の凸凹が多いですね、水道の工事をやった後の舗装が。やはりちょっと転圧が足らなかったかな、ちょっと凸凹が多いと。いろんなそういうところがあるので、どこの市町村も比べてみますと、今日本国は正直な話、少子化になってしまっているのです。もっと早くに気がつけばよかったのだけれども、急にここのところ、三、四年前から子供を大事にするようなことを言い出したのだよね。これはもうどこもそうなのです、見てみると。だから、もう子供主体でやれば、恐らくそれで結婚して子供を産んでくれるから、人口が増えるからいいのではないかと思うけれども、その辺よりもまずどうしたら働きやすくて暮らしやすいか、そして生活をしていくにはどうするか。玉村町いいと言いますけれども、このままやはりいろいろとして免許返納をみんなするでしょう。そうすると、今度たまりんがあるの、何だのというけれども、非常に大変らしいのですね、みんな。出ていくのにいろいろ考えたら

玉村町には駅がない。駅がないから、道の駅があるのだということになるけれども、そんなところよりもやはりその辺をちゃんと充実化しないと、私が知っている人でも板井団地に住んでいて、この間行き会ったら、「いや、どうしたんだい」と言ったら、「俺勤めを辞めて免許を返したら、玉村町ではどうしても動きが取れないんで、高崎市へ移っちゃったよ」という人がいたのです、何人か。そんなことで、恐らく流出する人がいるのではないかなと思うので、その辺をうまく止めるためにも、いろんな計画を第6次計画をもって、その中に含んで、本当に住んだらここがいいと、非常にいいのですよね。心配するのは、正直今日も地震がありましたよね。でも、こっちのほうはほとんどなしで感じないような状態でした。ただ、玉村町に住んでみて怖いなと思うのが、正直な話、水害なのです。1級河川が両方に来ていますから。この辺を何とかしていければ、非常にいい町になるのではないかと思いますので、その辺を町長、一応頭としてかじ取りのほうをよろしくお願いします。

それから次に、両水跡地の今後についてなのですが、いろいろ今町長の話聞きますと、本当に開業できるのが3年後になってしまうのですか、今考えると。取りあえず今両水、御覧のとおり、もう壊してしまって、ほとんど更地に近いようになりましたよね。西側の藤岡大胡線と町道をつなげないと、恐らく入ってくるのに大変だということで、あそこに地権者が恐らく6人くらいいるのではないかなと思うのですが、その辺の話のほうはもうついているのですか。どうですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

両水につきましては、ご存じのとおり、国道354号が整備されたときに市街化区域から市街化調整区域に出ました。その関係で、両水さんが閉店された後もなかなかその両水さんということで営業が許可されていたということもありまして、ほかの方が何かしようとする、開発許可の制限にかかってしまうと。あのままではできないということで、市街化区域に編入をして何とか利活用しようということで、西側の農地と一緒に市街化区域に編入をしてやるということになっています。

市街化区域に編入するということなので、手続的にいろいろ農林調整をしたりだとか、都市計画の手続をしたりだとか、そういったことがありますので、令和7年度に県全体で実施される定期見直しで市街化区域に編入をして、その後進出を希望する企業さんのほうが建築確認だとか、そういったことをして、令和9年度頃の開業を目指しているようなところです。

地権者さんにつきましては、町でいろんなそういう農林調整だとか、都市計画の手続はするのですが、地権者さんとの交渉等については、その進出を希望する企業さんのほうでお願いするということになっております。当初もこの計画をするときに進出される企業さんにつきましては、地権者さんのほうから事業について賛成するよというような同意のほうはいただいているということで伺っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4 番笠原則孝議員。

〔4 番 笠原則孝君発言〕

◇4 番（笠原則孝君） 何か今年はまだ令和 6 年ですよ。令和 9 年ではないです。3 年ですよ。1,000 日以上ですよ。正直な話、どうなっている。どうも高崎市、前橋市辺りは、聞いてみると、1 年ちょっとあればできるよと。まして玉村町なんか、あそこは特例でやったのではないかと。国道 354 号を造るので。特例でやったのはそのまま残しておいて、あとのほうをやればいいのだけれども、また初めからなのかというような言い方をするのだけれども、ちょっと交渉の仕方が下手なのではないかと思うのです。特例で出たのだから、特別に、そこへ建ったのだから、今度それを利活用するのだから、また一からではなく、もうそれはそれで認めているのだし、計画でやればいいわけなのです。いろいろ高崎市や前橋市のほうの人に聞いてみたら、いや、1 年くらいでできるわけだよ、玉村町はどうしているのだとはっきり言われました。町が今度やる場合、町の活性化、それにおいてはあそこに企業が来れば、町の住民の雇用もできると思うのです。その点で町のほうはその用地の交渉のほうは悪いけれども、企業に任せてやってくれと、これはちょっと大変だと思います。やはり町が文化センターの前に住宅を造ったときと同じに、ある程度まとめてやってやるというふうにしなないと、ちょっと出てくるほうも何だい、それはとなってしまう。

だから、そういうことができないから、「暮らすなら、ここがいい。」が当てはまらないのです、正直な話。だから、その辺を他市町村とよく比べてみて、何でこんなにかかるのだと。やはりその辺を県庁に行ってこなければ駄目。ただ、言われたままやっているようでは。ある程度言えば、向こうだって折れるから、いろいろ聞いてみたら。それなので、本当に真剣になってやってください。暮らすなら、ここがいい町でいいのだ、いいのだと言ったって、それは掛け声ばかりだから、本当に。それでは駄目なので、実質そのように持っていかなければ駄目なので、その点町長、どう思いますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） これは見て手順があります。それを強引にやれ、やれと言ったって、それはやはり無理で、他市町村で早くやっているというのは、やはりそれなりの事情があると思います。この場合は、調整区域に公共移転で本来なら移転できないところへ公共移転という特別な、特例的に行ったところであり、やはりその制約の中でやるしかないのです、誰でも来られるという状況ではありませんので、そういう中で事業者が、もう事業者の責任としてやるのだけれども、町とかみ合っていかなければ全然できないので、今町とかみ合いの中、手続的には一つのルールに乗っかって、来年から、そして今度はどういった店舗が出てくるかということをこれから計画して行って、9 年には開店できるのではないかと見通しになっていますので、これはなかなか強引に頼めばできるというものではないのです。それでトータルとしてこの町は「暮らすなら、ここがいい。」という、もちろん道路もそうだけれども、子育てから、文化、いろんな面でのトータルで「暮らすなら、ここがいい。」

という町を目指しています。よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 4 番笠原則孝議員。

〔4 番 笠原則孝君発言〕

◇4 番（笠原則孝君） それで、今町長から話が出ましたが、業者がと言ったけれども、ほぼ業種的なことはもう既にうわさでは乗っているのです、どこだ、どこだって。正直な話、高崎市がやった場合でも、ドンレミーが来る前はあそこは古墳だったのですね。でも、できる前にはドンレミーと出てしまうのです。ところが、玉村町は何か秘密にしていることが多過ぎるような気がする、私は。

それで、前にもあそこにあったでしょう、キリンビールが。キリンビールがあったのですが、キリンビールがどいたわけです、いろんな問題で。その後みんな知っているでしょう。森永だよとなったでしょう。だから、そうすると今度は森永では女性が勤められるかなとなるのです。

では、私は違う玉村町のほうへ就職したのだけれども、そんなに近くならこっちがいいと倉賀野の人などは行ってしまうわけですね。だから、その点をどうして秘密に、もう分かっているのだから、ほぼ80%は。だから、スーパーならスーパー系が来るよでいいです。ただ、秘密にして、だから駄目なの、俺から言わせると。いつになっても。だから、その辺は高崎市は皆さん知っているでしょう。もう森永が来るよと。ドンレミーだってまだ許可にならないのにドンレミーですと。清水建設が建設して早くにできてしまった。だから、どういうのだということになってしまうのです、やはりそれに比べて。

だから、これがやはり政治的にうまくかみ合っていないのではないかと、県のほうと。その辺も考えたりしてしまうのです、いろいろと。だから、その辺もやはりもっと努力してもらって、何も機密性にしなくたっていいと思うのだよ。みんな知っているのだから。それを何だか機密性で、全然出さないで、食品系が来るのだよでいいのだよ。何が来るのだから分からないでしょう、あれでは。何か本当にディスカウントショップが来るのかとか。それでは困るので、ある程度言っておくと、それではどこどこに行っているけれども、ではその後そうするかなという気になるし、そうすると余計に町の活性化にもつながると思います。

だから、その辺をちょっと、あまりにも機密性があるのでちょっとベールを1枚ぐらい剥いてもらって、やはりやってもらいたいように感じるのですけれども、いかがなものでしょうか。今度は副町長、どうですか、町長にばかり言っただけだから。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） ご意見を厳正に受け止めて、今後も研究させていただきたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4 番笠原則孝議員。

〔4 番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 分かりました。

次に、今度は道の駅玉村宿の件ですけれども、これ非常に最初は何か町で、この道の駅というのは正直よく考えると、鉄道の駅のないところを第一に造ったのだそうですね、国土交通省で。玉村町は手を挙げるのがはっきり言って遅かった、正直な話。千葉は物すごく早かった、やはり。そんな関係で、できて、どこも普通は道の駅だけだったのですけれども、今度は農産物の販売をみんなくっつけてしまったのです、農水省と組んで。その辺が最初のうちは1日幾ら売り上げて、どうのこうのという計算していましたよね。今それがどうもあれなので、入ったところへ話をしたら、だんだん、だんだんよくなっていった。それはそうです。初めいろいろ聞いたのは、1番目は売れているららん藤岡も、何か3年くらいは低迷していたらしいです。それが今のいろんなやり方をして、今となったら本当に道の駅では日本で最高くらいってしまったのです、ららん藤岡は。

それと、群馬はもう一つ、いいところがあるでしょう、沼田のほうに。そんなわけで、やはり群馬は頑張るとそのくらいいくのです。そんなことで、今度南側に公園を造ることなのだけれども、どのような構想でどのくらいの面積なのだから、ちょっと何かもらったようなのですけれども、もう一度課長のほうにちょっと聞きたいのですけれども、面積とできるものとどのような構想でやるか、ひとつお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 南側の公園の内容についてお答えします。

道の駅玉村宿につきましては、あちらも市街化調整区域ということなので、開発許可を受けて建物を建てた経緯がございます。ですので、当初の開発許可の関係で、建物の床面積を増床するとか、そういったことはなかなか困難な場所ということがありました。

そのような中で、今まではなかなか手だてがなかったものなのですが、平成29年度に都市公園法、こちらのほうの改正がありまして、Park—PFI制度というものができました。そちらについては、都市公園の中に使用者の利便性を上げるような施設であれば、都市公園の中、最高12%まで建物が建てられるというような制度ができました。

その制度を使って道の駅と一体的に公園を使っていただいて、現在50万人を超える利用者の方、さらにはもっと増やして、玉村町の新たな玄関口をより活性化しようという計画で今現在進めているところでございます。

面積としましては、道の駅の南側に約3.9ヘク、こちらのほうを都市公園として造りまして、その中に建物、飲食店とか、物販施設の販売とか、最高で12%ということになるのですが、そちらの建物のほうを入りたいというふうに考えています。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔４番 笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君） 今の話を聞くと、大分将来的にこれは希望を持てるような感じなのです。ただ、今度隣の高崎市のほうも空いているところ、あそこに何かそろそろ始めるらしいですね、工事を。そうすると競合ということもできるので、早く造ってすみ分けをしてやれば、何とか道の駅もやっていけるのではないかなと思うのです。それとあと私が１つ前から言っているのですけれども、道の駅のところへ宣伝する大きなテレビをつけられないですか。千葉のほうでは２つもついているのです。あれで前も言ったのだけれども、玉村町のあそこは玄関口なのです、群馬県の。そこであのでかい１００インチ、もっと大きいかな、あのくらいのやつを小さいやつではなくて誰が駐車場から見ても分かるやつを上げて、あそこへいろんな群馬のあれをできるようにすればいいのですけれども、以前県の副知事と話をしたのですが、ああ、分かったと言ったけれども、その副知事は辞めてしまったので、頓挫してしまったのですが、そんなわけなので、ちょっともしあれだったら、その辺ちょっと国交省のほうへ行って話をつければ、補助金も出ます。その辺をやってみてはいかがかと思うのですが、ひとつよろしくをお願いします。

それから、時間もあれなので、今回は何か３０分か４０分で終わらせるなんて言われているので、はしょっていきます。

それから、最後は高崎玉村スマートインターの北側の工業団地。そこにこの間車で行って見たけれども、そのまま雑草が生えていますが、もうほとんど整地して、あとはもうやればいい状況になっています。ここもどんな企業が来るか、またこの６月頃には発表するというけれども、やはり業種だけでも聞きたい。ただ、製造業だとか、運送業とかというのは駄目です。もう少し細かく言ってもらいたいものだけれども、その辺はちょっと無理ですか。どうですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） あちらにつきましては、群馬県の企業局といろいろ約束をして、協定を結んでやった事業でございます。造成自体は昨年の１２月に完了したのですけれども、国のほうの最後の手続、完了公告という手続が終わっていないものですから、そちらがあるために正式契約がいまだに結べていないと。

当初の協定の中で土地については群馬県の企業局が全部地権者さんから買い上げて、それを企業さんに売るということになっていますので、やはりその企業局さんが発表しないものを町が言ってしまうという、今後の信頼関係にもつながりますので、なかなかちょっと細かいことについてはお話しすることができないという状況です。

私どもとしましては、地元の方、町民の方、皆さん、どんな企業が来るのかという興味とあと心配がありますので、早く早くという気持ちはあるのですが、やはり当初の約束があるということなので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4 番笠原則孝議員。

〔4 番 笠原則孝君発言〕

◇4 番（笠原則孝君） そうすると、今聞いた話だと、企業局と話をしているということなので、6 月の末頃には何とかめどがつくのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） そのように、今現在のところ企業局さんのほうから聞いております。
以上です。

◇議長（石内國雄君） 4 番笠原則孝議員。

〔4 番 笠原則孝君発言〕

◇4 番（笠原則孝君） 企業局というとみんな偉そうに感じるけれども、こんなこと言っては失礼だけれども、そんなに大したことはないです、あそこは。正直な話、今だから申し上げますけれども、下之宮のほうは全然米が取れないというので、私の知っているうちの裏の人が軽自動車検査協会の所長をしていたのです。「のりちゃん悪いけど、今度 50 号からここへ動くんで、軽が増えちゃって」と言うので、「よし、では下之宮へ持っていくべえや」というので、下之宮の空いているところを 3 町歩話をつけたら、何だか知らないけれども、県議に言ったのです。そうしたら、県議が動いたのだけれども、駄目だよと、何でと言ったら、五代のあんな国道 50 号よりも 200 メーターも高架なところに企業局の土地が空いているのですよ。五代の工業団地。俺は言ったの。おまえらがだらしがないからと言ったのだよ、俺は企業局にはっきり言って。玉村町は駄目だと言うし、もう決まっているのでぜひそこを使わせてくれと。金が出ないからと言うから、そんな考え方では駄目だと言ったの。もうみんな嫌がっているのだ、あれ。あんなほうまで軽自動車の検査を受けに行くのは。いいのは渋川市と北部方面だけだ。向こうの北部方面というのは群馬県の人口からすればあんなの 25% いないのです。そんな政治しているから何で行かないのだと俺が言った、東京へ営業に。だから、トップセールスができないのか、おまえらはと言ったのだ。そうしたら、はい、はいと言っているだけで、そんなところで最後に言いたいことを言ったので、申し訳ないです。

では、これで終わりにします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11 時 20 分に再開いたします。

午前 11 時 6 分休憩

午前 11 時 20 分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、10番浅見武志議員の発言を許します。

〔10番 浅見武志君登壇〕

◇10番（浅見武志君） 10番浅見武志です。一般質問を始めます。

まず最初に、旧両水跡地の周辺開発についてお聞きします。1、町では、旧両水跡地とその西側の農地を一体化に市街化区域に編入し、商業施設として活用することで、町の活性化につなげられるよう進出を希望する企業と歩調を合わせて各種手続を進めております。

現在、旧両水の建物や駐車場等の解体工事が行われているようですが、どのような状況になっているのか、現状と今後についてお聞きします。

2、この開発を進めるに当たり、中央児童館北側の東西に道路整備を行い、開発地東側の道路と接続することで、利便性の向上を図る考えはないか。

また、その際、歩道も合わせて整備すれば、子供たちの通学の安全確保ができるのではないか。

2つ目、玉村産ブランド麦焼酎の生産・販売について。玉村産の二条大麦を使って地元特産品として麦焼酎を造り、広く周知していくことで、玉村町の知名度の向上を図るとともに、ふるさと納税の返礼品としていくため、生産・販売を検討することになっておりますが、現状と今後について伺います。

3番目、鯉沢の水路に蓋をかけて歩道を整備する考えについてお聞きします。藤岡大胡線東の鯉沢の水路に蓋をかけて歩道を整備する考えについては、これまでも何度か一般質問をさせていただいております。「雨水対策が終わったら検討する」、「文化センター周辺開発が終わったら検討する」との答弁であったが、現状と今後についてお伺いします。

1回目の質問とします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 浅見武志議員のご質問にお答えします。

まず初めに、旧両水跡地の周辺開発についてお答えします。まず、1点目の現在解体工事が行われているようであるが、どのような状況になっているのか。現状と今後についてですが、笠原議員のご質問でもお答えしましたように、旧両水の建物と駐車場の解体作業につきましては、進出希望の企業に確認しましたところ、土地建物を所有する両毛水産株式会社が行っているとのことでした。現在の進捗状況につきましては、進出を希望する企業と協力しながら各種手続を進めており、現在農林調整に関する国、県、関係機関との協議が完了したところです。

今後は、本協議、治水協議、公聴会、都市計画審議会などの手続を経て、令和7年度に県全体で実施される第9回線引き定期見直しで市街化区域への編入を予定しております。その後、進出を希望する企業が開発や建築に係る各種申請を行い、造成や建設などの工事を施工し、令和9年度頃の開業を

予定しています。

次に、２点目のこの開発を進めるに当たり、中央児童館北側の東西道路の整備を行い、開発地東側の道路と接続することで、利便性の向上を図る考えはないかについてですが、車道の整備に関しては検討を行いました。警察や土木事務所などの関係機関との調整の結果、整備は困難であるとの結論に至っております。しかし、歩道の整備に関しましては、当初より進出の条件として町から企業に提示し、企業も承諾しておりますので、歩道の整備は行われる予定となっております。歩道完成後は藤岡大胡線から両水跡地東側の道路までの区間がつながり、これを利用することによって子供たちの通学の安全確保につながると考えております。

次に、玉村産ブランド麦焼酎の生産・販売についてお答えします。玉村産ブランドの麦焼酎の開発につきましましては、日頃から町内産の小麦を扱った食品の開発、製造を行っており、道の駅玉村宿の管理運営も行っている、タムムラデリカ株式会社で商品開発に向けた様々な検討を進めております。

現在の状況でございますが、今回の焼酎開発は、タムムラデリカの企業事業として行うことから、市場における需要の見込みや採算性の検証も十分行う必要があるため、まずは既に酒造会社が製造、販売している県産麦焼酎に玉村町を象徴するオリジナルラベルを貼り、玉村町別注の限定焼酎として町内の飲食業店や道の駅玉村宿等で試験販売を行い、麦焼酎の需要や消費動向について市場の反応を確認することとしました。玉村町別注焼酎の販売時期としましては、来年の早い時期を予定しております。

また、同社については酒類小売業免許を取得しており、酒類の販売が可能であるほか、食品開発や販売のノウハウも備えているため、１度だけの商品化ではなく、将来も見据え、継続した製造、販売が行える町の特産品の開発、さらにはふるさと納税の返礼品としての基準に合致した麦を使った新たな商品の開発も期待できると考えております。

今後も同社との定期的な情報共有を行い、市場性が確保できる魅力ある特産品の開発や商品化に向けた検討を引き続き進めていきたいと考えております。

最後に、鯉沢の水路に蓋をかけて歩道を整備する考えについてお答えします。鯉沢の道路整備につきましては、以前の一般質問でも答弁しておりますが、鯉沢に沿う道路は、通学路としては指定されていませんが、現在通学に利用している児童もおり、安全のためには整備は必要と思われますが、蓋かけを行うには非常に多額の費用が必要となるため、町全体のバランスや財政事情等を考慮すると、現在においても早期に事業化することは難しいと考えております。

◇議長（石内國雄君） １０番浅見武志議員。

〔１０番 浅見武志君発言〕

◇１０番（浅見武志君） 自席より第２質問をさせていただきます。

まず最初に、解体工事については、土地建物を所有する両毛水産株式会社が新たな開発に向けて行っているの、よろしいでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 両毛水産株式会社様は土地の所有者ですので、そういった土地の所有者さんと一緒に進出される企業が事業を進めております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 進捗状況については、先ほど笠原議員の答弁にもありましたし、私のときも詳しく説明をしていただいた中で、進出を希望する企業と協力しながら各種手続を進めていて、令和7年度に県全体で実施される第9回線引き定期見直しで市街化区域の編入を予定しているということによろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） そのとおりでございます。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） その後希望する企業が各種申請を行い、令和9年頃の開業を予定しているということによろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） そのとおりでございます。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 一般質問も2人目になると、答えを聞くのに確認作業みたいな形になってしましますが、そのような形であそこのところは町長の公約にもありましたまちづくりの一環としてあそこの開発を進めているということですので、そのように開発を進めていただければと思います。

次に、2点目の質問で行った、前にも町田宗宏議員があそこのところの歩道橋から下りて東西のところに児童館に行ける歩道整備をしていただきたいということで、何度も一般質問を行ったことがあったと思います。

私は今回開発が進むにつれて、やはりそういったものも加えていただきながら、子供たちが安全に児童館まで行けるようにするには、横断歩道を渡って、そのままちょっと北側の入り口になってしまおうと思うのですが、そういった形であそこのところの歩道整備ができればなというような形でおりました。そうすると、南玉から通う子たちも南側の交通量の激しいところを通らず、通学路が安全になるのではないかと思います。

そこで、歩道の整備については、条件として町から進出する企業に提示しており、企業も承諾しているので、歩道整備は行われる予定という答弁でしたが、そのとおりでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 歩道の整備につきましては、両水跡地の北側が通学路になっていて、あそこがなかなか道が細くて安全ではないというようなご意見もいただきまして、当初この計画が立ち上がったときから、町のほうではその両水の跡地の敷地の一番南側ですね、中央児童館の北側に歩道を造って、そこを通学路とするのが一番安全ではないかというような考えを持っています、それを進出をする条件としていろんな企業さんと話をしました。その中で、今現在町と歩道を合わせてやっている企業さんにつきましては、社会貢献等に変えてご理解のある企業さんですので、そちらについては歩道のほうを整備できますよという話で進んでいるところでございます。

また、車道の整備につきましては、当初新町方面から右折進入ができるようであれば、車道も整備して、信号機もつけられますよという話であったのですが、警察、また土木事務所と話をした中では、歩道橋より先の北側に既に広幹道に行く信号があって、長い右折レーンができていますので、その辺の兼ね合いもあって、なかなかちょっと難しいと。また、4車線化したときは、中央分離帯ができてしまって右折進入ができなくなるというようなことがありましたので、その進出する予定の企業さんとも話をした結果、右折レーンができないのであれば、車道整備することはなかなか困難であるという結論に至りまして、歩道だけを整備していただいて、児童の安全につながるということで承諾のほうをいただいております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 7年度に線引きが終わって、工事を2年間かけて、9年度にできるわけですが、その間大型トラックや工事車両がたくさん通りますので、まずは子供たちの通学路を安全に通れるように、安全確保のために通学路をまず最初に整備をすることが、やはり南玉から通ってくる子供さんとか、福島地区になりますが、上飯島地区の子供さんたちが安全に通えるような整備体制を行っていただければと思いますので、ぜひともやっていただければと思います。

次に、2番目のふるさと納税の返礼品のことでお聞きしたいと思いますが、何年かかけて玉村産の二条大麦を使うことによって、ブランド焼酎を造るというような方向性であったのですが、先ほどの答弁を聞いていますと、今年度は取りあえずは群馬県産の焼酎にラベルを貼って、玉村限定ということでお酒の販売を取りあえずは始めるということでよろしいかと思いますが、ぜひとも、もう麦刈りが来ってしまうと、あれを多分3か月くらいして、今度はきれいに磨いた後、酒屋に持って行って、それを焼酎に変えて販売できるのが3月頃のわけでしたから、ただ今年の麦ではもう間に合わな

いのは分かっております。それなので、ぜひともその麦、玉村産の麦が作付のときからもう計画をして、何本造るのだけ行うことによって、最初に一般質問したときみたいに、玉村産の麦焼酎が今後できるのか、できないのか、まず課長に聞きたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

玉村産の麦焼酎の開発の状況でございますが、先ほど町長から答弁がありましたとおり、まずはタムムラデリカさんの販売商品になりますので、デリカさんとしましても、まずは市場性の確認、どれくらい売れて赤字が出ないのか、そういったところをまず確認したいということで、今回先行的に試験販売としてラベルを玉村オリジナルの限定のラベルに変えまして、来年くらいにちょっと市場的に販売して、町内の飲食店、それから道の駅でどれくらいはけるかというところを調査したいということでございましたので、まずそれに組み始める状況でございます。

今後につきましては、麦焼酎ですとなかなか日本の法律上、テイストがつけられないというところがございます、特徴性を持たせるからには、まずは麦焼酎のほか、リキュール類でも何か新たな開発ができないかということで、デリカさんでも今現在いろいろと調べていただいている状況でございます。

そういった状況もございますので、今後も麦焼酎、それからリキュール、さらにはほかの麦商品として何か展開できないかということで今現在いろいろと調査研究を重ねていただいている状況でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 取りあえずは試験的にやってみることはいいことだと思います。でも、農家の人に言わせると、やはり玉村町の麦を使って販売をすることが一番の目的で、この一般質問、私2度目かな、なるのだと思うのですが、行った結果、作付をした麦の買取りをしたらそこはもう行く場所が決まってしまうわけで、今年の玉村産の麦ではもうできないということでご質問させていただきました。

私としては、これは多分企画課の課長になるかと思うのですが、この麦を使ってふるさと納税の返礼品にしたりだとか、あとは補助金的な問題、そういったことでどのような手続をしていったらふるさと納税の返礼品になったり、そういった補助金の手続ができるのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

麦焼酎をふるさと納税の返礼品にできないかというまずご質問ですが、昨年10月の国の基準の厳格化によりまして、返礼品に対する基準も厳格化されました。玉村町産の二条大麦ですか、これを使った焼酎であれば、それが前提となるわけですが、もし仮に玉村町産以外の県内産の二条大麦で町外の工場での生産となりますと、もちろん返礼品としては認めてもらうことはできません。

ですので、ぜひ玉村町産の二条大麦を使って、かつ町内の工場で焼酎の生産ができれば、ほぼ確実に認められると思いますので、事業者さんにはそちらのご検討をお願いできればと思っております。

また、玉村町産の二条大麦であっても、町外の工場での生産となると、また基準が厳格化されたので、返礼品として認めてもらえるかどうか、ここの国の判断がどうなるかというのは、正直なところ実際に国のほうに返礼品として申請してみないと分かりかねますけれども、町としては、もちろん認めてもらえるような方向で協力のほうは惜しみなくさせていただきたいと思っております。

なお、その際には、ふるさと納税の返礼品の開発支援事業というものもございます。補助額の上限が50万円、対象経費の2分の1の補助事業ということになりますけれども、必要に応じてご相談、ご活用いただければと思っておりますので、ご理解のほういただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 町をPRするためには、やはりそういったブランドをつくっていかねば、町のPRにはつながらないと思いますし、またデリカさんが取りあえず試験的にやるということです。私のできたら毎晩飲みたいと思いますので、ここにいる皆さんも玉村の麦焼酎をぜひとも飲んでいただければと思います。

次の質問を行います。これは、もう何度も私が議員になってから行っている質問で、鯉沢があるのですが、そのところに7丁目までは蓋がかけてあるのです。役場から来る十字路から7丁目まではかけてあるのですが、そこから先がかけていなくて、何度もあそこは飛ばす人がいて、この道路は県道125号に格下げになった旧国道354号からの抜け道となっていて、交通量が大変多いです。毎朝町長も通られておりますし、その道を通って役場へ行かれていますと思いますが、そこはまた住宅密集地でもありまして、住宅が230戸できたことによって、あの道を通る方がたくさんいるのです。それなので、スピードを出さないように、2年前の区長さんがあそこに高低差が20センチある山みたいなものを3つ造って、スピードを出さないように行っております。

それで、この間の上毛新聞にも載っていましたが、生活道路の法定速度を30キロに見直しをするというようなのが上毛新聞に大きく載っていました。5.5メートル未満の道路については、26年9月の実施に向けて、生活道路としてスピードを30キロに限定をしていくというようなことです。23年度に起きた事故で歩行者と自転車が巻き添いになる事故が5.5メートル以上の道路と比べると、約1.8倍の45.3%にも増えております。

今後玉村町がいろいろ開発をし、住宅ができていの中で、やはり歩道整備はどうしても必要だと考えておりますが、その辺については、いろんなところの地域にも危ないところがたくさんありますが、それについては都市建設課長、どのような感じでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

議員のおっしゃいますように、歩道ができれば一番いいとは考えております。ただ、町内全部がなかなか広くて難しい状況です。鯉沢につきましても、以前からご要望のほうはいろいろいただいているのですけれども、今の町の財政状況等を考えますと、多額の費用がかかることから、難しい状況であると考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 分かりました。

それと、あの道は、朝方は東から西にはオーケーなのですが、中には西から入ってくる車なんかも結構あって、あそこは時間帯で入れないのですよね。でも、その車も大分いい勢いで飛んできたりして、あそこのところはそういった道路でもあるので、ぜひとも蓋をかけて、通学路にはなっていないけれども、中学生、高校生があそこの道路を自転車で結構通っているのです。玉高に行く方かな、20人や30人があそこの道を通っていますので、そこをやはりスピードがあったりすると危ないので、歩道だとか、そういうのはこれからやはり住むなら玉村町と言われるような町にするためには、やはり先ほど笠原議員も言いましたが、やはり道路整備だとか、住みやすい町にしていかなければならないかと思います。

そういった観点で、お金がかかるのは分かりましたので、ぜひとも今後も粘り強く要望活動は私が議員をやっている限り行っていきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後2時に再開いたします。

午前11時44分休憩

午後2時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、6番月田均議員の発言を許します。

〔6番 月田 均君登壇〕

◇6番（月田 均君） 議席番号6番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

今回は、町民の方の関心の高い乗合タクシー（たまりん）と交通安全対策の2テーマについて質問します。

第1の質問、乗合タクシー（たまりん）の総括について。現行の乗合タクシーたまりん、利用者の減少が止まらない。対策として、新公共交通システムの導入を検討していると町から報告があった。私の家の近くでたまりんを見かけるが、私も利用したことがなかった。たまりんの実態を調べるため、役場を起点に全6コースを利用してみた。

3月23日土曜日の利用者数は、西コースゼロ人、東コース1人、南コースゼロ人。3月25日月曜日は、北コースゼロ人、伊勢崎直行便5人、高崎直行便ゼロ人。全6コースで利用があったのが2コース、利用者数は合計で6人の結果だった。東コースの1人は五料から役場まで。伊勢崎直行便は老人福祉センター行き2人、中樋越から伊勢崎宮子町行き1人、宮子町からの帰り2人だった。伊勢崎直行便以外は想像した以上の低い利用率だった。

このような状態だったが、乗って感じたことは、たまりんは一生懸命走っていた。便利に使っている人もいた。たまりんの若い運転手が「うまく利用すれば便利なんだけどな。しかも、100円で乗れるんだから」と言っていました。

この役場に来るときに、たまたま南玉の停留所があるのですが、そこに待っている人を初めて見ました。こんな状態なのですが、残念だがあまりにも利用者が少ない。この数十年間、自動車運転免許証を取得し、自動車を保有する人が増える中で、利用者が減少してしまったのだろうと感じた。

2001年から2024年、24年間続けてきた乗合タクシーたまりん、町民への貢献と問題点を総括し、次の事業に反映することは大切だと思う。そこで質問する。

1、2001年、たまりんはどのような理由で始まったか。他の市町村はどのような動きをしていたのか。

2、たまりんの事業収支はどうだったか。どう評価するか。初期投資（バスの購入費、停留所の設置費用等）。あと、運用経費と収入、利用者からの運賃収入、また県からの補助金等。

3、利用者が減少する中で、どのような見直しを行ってきたか。継続するかどうかの論議はされたのか。

4、たまりんをこのままで終わらせるのはもったいない。たまりんお別れラン、無料でたまりんをぐるぐる回るイベント等を実施したらどうか。町民が新しい玉村町を発見できるかもしれない。

5、これまでのたまりんの運行を踏まえ、現在検討中の新交通システムにどのような点を反映させるのか。

次に、第2の質問、交通安全対策の取組。今朝能登半島で、また大きな地震がありました。地震心

配、洪水も心配です。でも、毎日危険を感じるのは交通事故。注意を怠れば、いつでもどこでも、交通事故の危険がある。交通安全の取組には手を抜けない。

先日、4回も事故が発生したと聞いた交差点に行ってきた。停止線や止まれの表示が薄く、近くの住宅に高い生け垣があり、横方向が見えない。注意看板もあったけれども、生け垣と色が似ていて見にくい。カーブミラーも高くて見にくい。南北の道路の幅が交差点のところで変わっているなど、事故が起きやすい場所だと感じて帰ってきた。

町は停止線や止まれ表示、外側線、注意看板、カーブミラー、道路設計などについてどのように考えているか、町の取組を聞く。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えします。

まず初めに、乗合タクシー（たまりん）の総括についての質問にお答えします。まず、1点目の2001年、たまりんはどのような理由で始まったか。他の市町村はどのような動きをしていたかについてですが、高崎市や伊勢崎市で市内循環バス、今で言うコミュニティバスが走り始め、全国にコミュニティバスが導入され始めた時代に、玉村町でも交通空白地帯における日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、たまりんが走り出しました。

次に、2点目のたまりんの事業収支と評価についてですが、まず初期投資についてですが、3台の車両購入費、71か所の停留所設置費用等初期費用補助として2,097万3,000円を支出しております。そのほか愛称や図柄提案者への謝礼、発車式等の費用で7万円程度の支出があります。これに対して、県からの補助金収入が1,229万3,000円ありましたので、町からの支出は875万円となっております。

運用経費につきましては永井運輸株式会社に運行事業費補助金として支払っており、2003年に2,054万6,000円、その後は徐々に上昇し、2023年には2,929万円となっております。

運賃収入につきましては、記録が残っています2007年が約245万円でありましたが、乗車人数の減少とともに減っていき、直近の2022年では約92万円となっております。なお、2023年につきましては、実績報告がまだ来ておりませんので、収入額は未定です。

県からの運行費補助につきましては、実走行距離数に年度によって定められる補助単価を乗じた4分の1が補助されますが、2か年度引き続き収支率が10%未満になる路線は補助対象外となってしまうので、年度によって対象コースが増減しますが、50万円から150万円の補助金額となっております。

また、車両については、運行開始以降、2度の更新を行っており、5分の4の補助率になりますが、

3, 329万円の補助金を支出しております。

以上のような状況で、2020年度から2022年度の直近の3年間では、町の運行補助金額から県の補助金額と特別交付税措置額を除いた運行費用は、年1,900万円前後となっております。

また、どう評価するかについてと、3点目の利用者が減少する中で、どのような見直しを行ってきたかについてですが、運行当初は住民の日常の足として一定の効果があり、徐々に乗車人数は増えていき、当初の目的は達成できていたと評価できるのではないかと考えています。しかし、利用者の利便性やアンケート結果を踏まえ、5度の運行ダイヤ改正や乗降場所の新設廃止を行い、町民、乗務員へのアンケートの実施、乗降調査等を行い、いかに継続していくか役場内や運行事業者、関係機関との協議において、たまりんの課題等について話し合いを行ってまいりました。

令和5年度には、アンケート調査と人流データ調査を実施し、現状の町民ニーズと実際の町民の移動を分析した結果、現状の台数でのコース数とダイヤでは、今の町民ニーズを満足させるのは難しく、定時定路線運行ではなく、デマンド運行へと転換する基本設計を策定したところです。

次に、4点目のたまりんお別れランを実施したらどうかについてですが、現在定時定路線で運行しているたまりんの時間やコースを変えることはできませんし、現行のたまりんを廃止した後に走らせるとなると、車体の所有は永井運輸であり、人を乗せて走らせるに当たり、運転手や保険関係などいろいろな支障があるため、新たな公共交通をスタートさせるに当たり、満足度が低くなってしまっているたまりんでは記念行事を行うよりも、新たな公共交通を周知するほうが得策と考えます。

最後に、5点目のこれまでのたまりん運行を踏まえて、新たな公共交通にどのような点を反映させるかについてですが、これまでのアンケートから、乗り継ぎや帰りの時間が間に合わない、停留所まで遠い等の意見から、最新のICTを活用したAIオンデマンド予約配車システムを利用した非固定ダイヤ・自由経路の乗合タクシーを計画しております。乗降地点も町内外合わせて現行たまりんの76地点から191地点に増やす予定です。

現行のたまりんについては、平成13年度に運行開始して以来、住民ニーズの多様化や町の住環境の変遷などの変化に対応し切れていなかったことが反省点であると考えております。新たな運行に対しては、この反省点を生かし、運行開始後も町民ニーズを随時調査し、よりよい運行へと柔軟に変更していくことを考えております。

次に、交通安全対策の取組についてお答えします。停止線や止まれの交通規制に関わる標識や路面標示は、群馬県公安委員会の管理となりますので、町では区長や学校からの規制に関する要望を受けた場合は、管轄する伊勢崎警察署に早急に対応していただくよう要望を行っております。

町道においては、外側線や注意看板、カーブミラーなどの交通安全施設については、町の管理となりますので、区長や住民からの情報や、毎年関係機関と協力して実施している通学路合同点検などにより、引き直しや補修等を実施しております。

施設の 신설については、区長要望や重大な事故があった道路に対して、職員が現地調査を実施し、

通学路であるか否か、交通量がどの程度か、受益する住民がどの程度いるかなどを勘案し、優先順位をつけた上で施工箇所を選定しています。

ただし、新設、補修いずれにいたしましても、限られた予算内で実施しておりますので、全ての要望に即座に対応できず、対応が遅れてしまう場合もございますので、何とぞご理解くださればと思います。

また、道路設計について、議員ご質問の交差点を道路構造の観点から申し上げますと、現場は南北の道路の幅員が交差点のところから変わっているのは、北側に水路の敷地がありますが、南側は農地で水路の敷地がないことによります。このように交差点を境に道路幅員が異なる箇所は、土地の利用の仕方によるものであり、玉村町に限らず全国的に見られるものとなりますので、道路設計をして安心して通行できるような交差点改良を施せば理想ではありますが、設計費はもちろん、用地買収、工事費など、多大な費用がかかってしまうため、道路設計をし直して改良工事を施すことは難しいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、自席から質問します。

まず、たまりんの総括についてなのですがすけれども、私は振り返ってみて、2002年の春、私の勤め先が伊勢崎市内から赤城山の中腹の大きな工場に変わりました。1時間ほどかけて通勤することになったのですがすけれども、そのときにドイツ村のほうから高速で下りてくる前橋市のマイバスに会いました。元気よさそうで、新しい交通システムができたのだなと感じたのを覚えています。なかなかよい印象を持ったのですがすけれども、ただ今の玉村町のたまりん、私が前橋市のマイバスに会った1年ほど前の2001年に運用を開始したと聞きますけれども、経営が厳しそうな感じがしています。

そこで、まずたまりんの事業収支について副町長に伺います。先ほど事業収支についての説明がありましたけれども、私なりに計算してみました。初期投資を含めた運行経費の総額がどうかということなのですね。2001年から2023年の23年間で計算してみたと。まず、運行経費、令和3年度は3,400万円ほどだったと私記憶しているのですがすけれども、平成28年度が2,400万円、平成10年代は2,000万円程度と想定して、平均で2,500万円くらい運行経費がかかると見ました。結果は23年間で5億7,500万円。初期投資はバス4台、1台500万円で、途中で2回買い替えがありました。全体で10台と見て、5,000万円。停留所設置等で100万円として、合計で初期投資を含めた23年間の総運行経費が6億2,600万円というふうに私は踏みました。

それで、運賃収入がどうかということなのですが、利用者数は23年間で約40万人なのです。運賃は1回110円として計算しました。町内コースは100円ですがすけれども、伊勢崎、高崎便は200円ということで、110円で見たと。とすると、運賃収入は4,400万円なのです。初期投資を含めた総運行経費が6億2,600万円。運賃収入が4,400万円と見たと。分かりやすく言

いますと、１００円の運行経費をかけて、７円の運賃収入しかなかったということなのですね。

私は１００円で利用したけれども、実際には１，５００円近くの費用がかかっていたということになります。さらに、過去１０年間、利用者数が減ったということで計算してみたのですが、１０年間の総経費が２億６，５００万円、収入が１，３４９万円ということで、１００円の経費をかけて５円の運賃収入しかなかったというふうに私は計算してみました。

これは、推定値を使っているため、正確かどうかは分かりませんが、収支状態が非常によろしくないというのは分かったかと思うのです。もし私がバス会社の社長なら、もうこの事業から撤退するし、多分ずっと前からもうやめていると思うのですが、副町長はこの辺をどのように考えますか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） この収支の状況が年々悪化しているという状況ですけれども、生活維持路線として町がお願いをしておりますので、事業者にとっては赤字補填をされるので、業務が続けられるということでございます。ただし、利用者がどんどん、どんどん減っていく中でこれを継続していくということは、町の負担も増えますし、町民のニーズに合っていない、年々利用者が減っているということは、ニーズに合っていないということです。これを早めに見直していくことが必要と考えておりまして、今回デマンド運行を開始するに至ったわけでございます。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） ６番月田均議員。

〔６番 月田 均君発言〕

◇６番（月田 均君） このコミュニティバスというのは、どこもなかなか経営が大変という話は聞きますけれども、県内でまだ運行しているところが大分あるのですけれども、その辺の収支状態はどのくらいになるか分かりますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 月田議員の質問に回答いたします。

まず、最新の令和４年度の県補助の実績となりますが、玉村町の県補助の申請で、補助に当たっていない路線も合わせて収支率は４．６％しかありません。群馬県内のほかの自治体の乗合タクシー、コミュニティバスはバスなので、また収支率は変わってきます。乗合タクシーだけですと、その補助停止も含む全体で１１．６％が平均となっております。

ちなみにバスについてなのですが、高崎市のほうでは令和６年度の予算で地域交通課所管の通常大人２００円のぐるりん、有料のぐるりんだと６社、１８路線ありまして、約３億円を補助しております。長寿社会課で所有している無料のおとしよりぐるりんのほうですと、計１５ルートあるの

ですけれども、そちらの無料のほうは約３億１，５００万円の予算を計上しています。

前橋市のマイバスは、大人１００円の有料ですけれども、６社に運行を委託してまして、１９路線あります。こちらちょっと古くなって令和３年度の決算の数字ですが、約４億１，５００万円の補助金を出しております。

伊勢崎市のコミュニティバス「あおぞら」は無料で、令和６年度の予算ベースで１１路線ありまして、補助額が１億９，００５万円を予算計上しているような形となっております。あくまでもだから黒字のところはないという感じです。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ６番月田均議員。

〔６番 月田 均君発言〕

◇６番（月田 均君） 確かに利益を出すことを目的としていないので、私はそうかなと思うのですけれども、今よくデマンド、デマンドという話が出るのですけれども、デマンドになるとこの辺はどんなふうになるのか、推定は計算していますか。収支比率。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えします。

まだ始まっていない状態で、ちょっとその収支率までは予想はしておりません。ただ、経常黒字というのは間違いなく無理だと思います。黒字化できるなら民間の企業が事業を実施する、できないから町のほうで事業を行うと認識しております。ただ、できるだけ町民が利用しやすく財政負担が少なくなるよう努力していきます。よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） ６番月田均議員。

〔６番 月田 均君発言〕

◇６番（月田 均君） では、続いてたまりんのお別れランです。先ほどの話を聞いて、運用の難しさというのは何となく分かったのですけれども、ただ私は思うけれども、町の中をぐるぐる回って玉村町を知るということは、そこで新しい魅力も発見できるのではないかなと。すばらしいことと思うのですけれども、私が３月にたまりんに乗ってみて感じたことなのでもう、玉村町は５キロ四方の小さな町ですけれども、町なかをぐるぐる回ってみると、各地域にそれぞれ特徴があるということなのです。新しい魅力が発見できるのではないかなという私は感じがしました。

今からもう二十数年前、たまりんが走り始めたとき、８０歳近くになった私の父が、今度玉村町で町なかをぐるぐる回るバスができるのだよと、乗ってみたいのだからと言って、うれしそうな顔をしていたのを思い出しているのですけれども、私は当時、ああ、そうかいくらいで何も感じなかったのですけれども、この年になって、父親の言うことが分かるようになったのですけれども、町なかをぐるぐる回って、そうすると新しい発見も出るし、郷土愛も生まれてくると思うのです。花火を上げる

のもいいと思うけれども、持続可能な社会をつくっていくというのは、もっと地道な努力が必要だなと私はつくづくこのところ感じるところです。現状のたまりんの運行に企画課の知恵をうまく入れて、そういう何かできないかなということを企画課長に聞きたい。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

たまりんお別れラン、ラストランということなのですが、長年にわたり玉村町の公共交通を担ってきたたまりんをねぎらうという気持ちも込めまして、大変面白い企画かとは思いますが。確かにこれまで知らなかった景色が見られるかもしれませんし、新しい玉村町を発見できるかもしれません。ですけれども、企画課といたしましては、町の魅力発信という観点からは、こういったイベントをやります、やりましたというような、そういった情報発信は町の広報紙ですとか、ホームページ、メルたまなどを使って町民の皆さんにお知らせすることはもちろんできますけれども、各担当課で所管する事務事業やイベントの開催、こういったものに関しましては、やはり業務を熟知している担当課で行うことが基本的なスタンスなのかなと考えます。

ですので、魅力発信につながるからと何でも企画課ということでありまして、所管する担当課の立場もあるでしょうし、企画課の職員もそれぞれ担当する事務がたくさんございますので、やり切れず限界もあるのかなと思います。やはり町の魅力発信は、企画課のみならず、それぞれ所管課が担当することについては、それぞれの担当課でそれぞれの担当者が町の魅力発信、情報発信をしていくことが大変重要なことなのかなと思います。

職員一人一人が町のために、町民のためにという意識を持って、そしてそれぞれが担当する仕事については、各課が、また各課連携しながら情報発信をしていくことが必要なことだと思いますし、役場全体で町の魅力を発信していくことが大切なことだと思っておりますので、もしそういったイベントをやるとなれば、もちろん企画課としても必要に応じて協力はさせていただきたいとは思っています。

なお、町の魅力の再発見という観点からは、住民活動サポートセンター「ぱる」のほうで電動バスの事業を行っていただいておりますし、休みの日曜日ですとか、祝日、ゴールデンウィークなどの大型連休では、道の駅玉村宿の周辺を町巡りとして運行していただいておりますし、子供たちを中心に大変喜んでいただいておりますし、町のイベントなどでも、例えば先日もクリーンセンターの見学会では、たまたんも一緒に乗っていただいて町巡りを行っていただきました。

また、各地域におかれましては、ふれあいの居場所の会などから依頼があれば、電動バスによる町巡り運行ということで、玉村の電動バスドライバーズクラブの皆さんにご活躍いただいておりますので、この場をお借りしてちょっとご紹介させていただきました。

いずれにいたしましても、たまりんラストラン、担当課でもいろいろな様々な条件があって開催が困難な状況があるのかとは思いますが、決して企画課のほうでもそのイベントをやるのが嫌だ

ということではありませんで、業務を熟知した担当課がやるのが一番ということで、役場全体で町を盛り上げていくというような気持ち、そういった機運を高めていくためにも、もし何かやろうというときには、それぞれの担当課で自分の仕事は自分で発信していくのだという、そういった気持ちを高めていくことが職員として必要なのではないかなと思っております。そのような意味を込めての発言でございますので、ご理解いただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 分かりました。では、生涯学習課長、どう感じていますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） ありがとうございます。せっかくですので、発言させていただきたいと思います。

町内をぐるぐる走るのは、今担当課長から説明ありましたので、難しいのだなと思いましたがけれども、例えば用途廃止になった日に重田家に飾って記念写真だけ撮るとか、そういうことも考えられるのかなと思います。そのときはまた皆さんと相談してできればなと思っております。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 結構面白い回答でしたね。頑張って、ほかも考えてください。

あと、交通安全の取組ということについてお聞きしたいのですけれども、町内移動してみると、停止線や止まれが消えかかっているのが非常に見受けられますよね。これは公安委員会、警察の管轄なのだと。町の責任でないので、できないという話で出ていたのです。そういうものかなと思ったのですけれども、数年前の新聞で高崎市が古くなった標示物を市で書き直すという記事を見たことがあるのです。要は自分のお金でやると、公安委員会に頼まないで自分のお金でやるということで、それ自体私はできると思うのですけれども、玉村町も高崎市に負けずに町が予算を取って、特に危険箇所が多いですね。停止線とか、止まれが消えると。これは危ないなというところから優先的にやってみたらどうかと思うのですけれども、そういうのはできますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

伊勢崎警察署に確認したところ、町で修繕することは可能とのことでした。ただし、県内自治体で行っているのは、高崎市くらいとのことであります。緊急性がある箇所については、町で修繕したいところではあります、県民税で本来修繕するものを町税で修繕することに対しまして、理解が得られるか考慮しなければいけないと思います。

また、県警本部では全体の優先度を見て施工しているとのことであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 町でやっていいという話なのですね。午前中の総務経済常任委員会の委員長の報告で、大分財政調整基金も増えているような話が出ていましたのですけれども、そういうところに使うためにためているのではないかと思うのですけれども、どうなのですか、その辺は。財政調整基金はそこに使うのが私はいいなと思いますけれども。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 財政調整基金がたまっているの、そういうことに充てればいいのではないかとことごとくございませうけれども、確かに5年度末まではそれなりに財政調整基金を崩さずにやってこられましたけれども、その辺は大分ちょっとイレギュラーでして、コロナが明けましてから大分以前の状況等に戻ってきております。ある程度やはり財政調整基金、何でもどんどん使うというわけにもいきませんで、一定額はどうしても。先々また何か大きな災害等あった場合には、それなりの額というものがやはり必要ですので、その辺はいろいろ財政全体のバランスを考えながらやっていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 交通量が多くてやはり消えているところが、交通量が多いから余計消えるのかもしれないけれども、ありますよね。そういうのは私は特例でやってもいいのではないかなという気がしています。ちなみに私がカーナビを交換したら、カーナビの声が停止でとか声で言うので、私はそれを頼りに運転していますけれども。

あと、カーブミラーの交換ということで、やはり事故の多い交差点でカーブミラーの位置が高かったということなので、これについてもちょっとお聞きします。

停止線や止まれ表示が見にくくなっているが、カーブミラーも見にくいものがあると。私が見かけたミラーで最も古いものは、昭和48年なのです。昭和48年というと、私が就職した年なのです。もう51年前のものです。どこにあるかというと、皆さんよく行く重田家住宅の南150メートルほどのところにあるのです、私が就職したときのミラーが。相当見えなくなっているのですけれども、これは文化財的な価値があるかなと思うのですけれども、機能的な価値はゼロだなと思って見ながら、ただそういう昔のものと、何となく懐かしいという気がするのですけれども、玉村町でも古いミラーは材質がプラスチックなのです。寿命が20年とされていますけれども、年とともにどんどん見にくくなっています。映りの悪いものは非常に危険。危険ですよ。8年前に私がちょうど議員

になった２回目の一般質問で、アクリルは駄目だから、強化ガラスにしてよと言ったら、当時の課長が１枚５，０００円くらい高くなるけれども、寿命が２倍以上増えるというので、すぐ採用してくれて、それ以来一般質問で提案して、すぐやってもらったのではないのですけれども、あれだけはやってもらったので、ありがたく思っているのですけれども、これは強化ガラスにすると、非常に画面がクリアですね。３０年たってもほとんど変わらない。藤岡市のものは以前強化ガラスを使っていて見に行ったのですけれども、周りの枠は劣化して壊れているのだけれども、ガラスは新品と同じということで、もう距離感も非常にいいので、これはやはり交通量の多い道路を総点検して、映りの悪いミラーはまとめてこの強化ガラスにもうしたほうがいいのではないかと感じています。

特に旧国道３５４号の下茂木とか、上茂木から来るところは、国道３５４号のその交差点というか、そのところにブロック塀などが高くて非常に見えない。カーブミラーがなければ本当に出られないような怖いところなのですけれども、ああいうところももうそろそろ３０年ぐらいたっているものが非常に多い。昭和のミラーなんかも非常に多いので、この辺は頑張ってやったほうが私はいいと思うし、一度事故を起こせば本人が大騒ぎになるし、これはもう一回その区長さんにどこが悪いのだと言うのではなくて、町の職員が毎日役場に通っているのだから、危ないところは言えというくらいの感じで情報を得て変えたほうがいいと思うのですけれども、どうでしょうか、齋藤課長。総務の齋藤課長、どうですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 月田議員の質問にお答えいたします。

カーブミラーが特に見えないところにつきましては、区長要望もありますが、一般の住民の方、職員からの報告もありますので、そういうものも全部見た上で優先順位を決めて修理なり、改修を行っているところであります。

また、その月田議員の言いました小泉のところは、今言われたので、後で確認に行ってみます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 月田議員に申し上げます。

町長が答弁されて、担当課の課長が答弁されております。総務課長をご指名ですけれども、答えは同じことしか返ってきませんので、ほかの質問に切り替えてください。

６番月田均議員。

〔６番 月田 均君発言〕

◇６番（月田 均君） 今齋藤課長から回答があって、確認をちゃんとしているという話ですけれども、そうは思えない。やはり思えないね。基本的にさっき２０年と言いましたが、確かにアクリルは２０年くらいしかもちません。動いてみると昭和のミラーも随分あるし、平成だって１桁のものは相当危ない。だから、もう少しよしあしの判断は厳しくして、もっとよく見ろということで、やってみ

ればもっと数が出ると私は思うのですけれども、あれですか、1台交換するのにどのくらいかかるのですか、このミラーというのは。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。

午後2時39分休憩

午後2時39分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 今ミラーの交換という話をしたのですけれども、ミラーの取付け高さについても実は6年ほど前の6月議会で、私はもう少し低くしてくれと言ったのです。私が測定した限りは、電柱に取り付けるミラーは特別高いのですが、町内で見かけるのは大体1.95メートルから2.5メートルくらいでばらついていました。結構低めのものもあったのですけれども、私は今よりももうちょっと低めにできないかなという話をしたのです。そうしたら、そのときの当時の課長が、これは道路反射鏡協会が定めているもので、基準があるのだと。2.5メートルだということで、それ以降新しく設置されるミラーは、ほとんど2.5メートルより高くなってしまったと。だから、以前よりも高いものが増えたという気がして非常に気になったのですけれども、あのとき一般質問しないほうがよかったのかなということで、反省しているところですが、やはり2.5メートルというのは一応の基準ではあるけれども、道路反射鏡協会のほうも1.8メートル程度までは下げていいというふうに言っているので、もう少し柔軟に高さを決めて、ミラーを取り付けてもらえばいいかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

現在新たに設置するカーブミラーにつきましては、標準的な仕様である2.5メートルで設置しております。これからも一部2.5メートルを基本とはいたしますが、その場所によって視認性の向上や視界の確保のために必要があれば高さを変えて施工していきたいと思います。

なお、東京電力パワーグリッドが所管する電柱につきましては、地上高3メートルへの設置を指導されておりますので、高さを変えることは難しいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） たしか2.5メートルというと、実際走ってみて、右見て、左見て、もう一度結構上を見なければいけないということなのです。やはりその数十センチというのが非常に違いますよね、安全性に。うちの近くではもっと低いものがあるんですけど、2メートル弱のがあるのですけれども、右見て、左を見ているときに、もうカーブミラーが見えますものね、一々顔を上げなくても。そういう面で非常に安全性が高くて便利にしているところもあるのですけれども、例えばカーブミラーではなくて、私が探したのは横断歩道の看板がありますよね、警察が立てている。あれは1.8メートル以上という基準なのです。だから、そんなにその程度までなら走っているとちょうど手が届くくらいなのだけでも、結構ありますよね、警察がつけている看板も。だから、そんなに2.5メートルにこだわらなくたって、私はいいなと思っている。

実際問題、本当に低いほうがはるかに見やすい。この辺がなかなか先に進まないの、弱っているところなのですけれども、実は下之宮で、2年くらい前かな、カーブミラーを交換してもらった。最初私と区長で立ち会っていたのですけれども、最初2.5メートルで区長と2人でちょっと高いよねということで、業者に言っちゃってちょっと下げてもらって見やすくなったのですけれども、やはり違うなと、そういう実感をしたのですけれども、その辺もう一度どのくらい違うかということを決める機会に役場としても研究してもらいたいというのが私の希望です。どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 施工のときには、その高さでもよく見えるかどうかを考えて設置していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひお願いいたします。特に道路の幅が狭いところ、それで2.5メートルというと、こんな感じですよものね。だから、それはぜひお願いしたいと思います。

あと、もう一つ、先ほど言った私が見に行った4か所、交通事故が多いところ。場所は簡茂木集会所の北100メートルくらいかな、あそこの交差点は事故が多いので、どんなふうに対応するのか、教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

簡茂木集会所の北の交差点につきましては、月田議員からそういう報告があった後、止まれの注意看板を北と南両側につけてきました。東西については止まれではないので、今のところ何もしておりません。これ以上また事故があるようなら、注意喚起の看板をつけていくしかないとは思っております。

す。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 止まれの色を変えるとか、こういうがたがたを造るとか、そのような話も出ていたような気がするのですけれども、その辺はどうなるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 答えさせていただきます。

申し訳ありません。その件について、そのような話をしたような気もするのですけれども、すみません、定かではありません。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） では、この間区長さんに聞いたら、そういうふうな依頼を出しておいたなんて言っていたのですけれども、行っていますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） すみません。その要望を確かに受け取っています。すみません。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 要望に沿って努力してください。

以上でいいのですけれども、先ほどの金額については。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） すみません。先ほどのミラーの設置金額について、説明させていただきます。

場所によって工法などでも多少変わるかもしれないのですけれども、1 基当たり大体 3 4 万 5, 0 0 0 円ということになっています。本年度の予算では、1 5 か所の要望をしております。要望というか、1 5 か所分の予算がついております。ちなみに昨年度はカーブミラーを新設 8 基、更新が 3 基、補修を 7 基実施しております。あくまでも予算に限りがありますので、本当に優先順位の高いところから行っている状況であります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 先ほど来のカーブミラーについての予算関係でございますけれども、当初から一定額予算のほうは担当課で計上をしているところでありまして、年度に入りますと、区長さんからいろいろな要望も出てまいります。また、その中で特に担当課のほうで優先順位をつけながら修繕のほうを行っていただいているところですが、どうしても予算に限りがありますので、ただその中でどうしてもすぐに緊急に例えば交換しなくてはならないですとか、そういうものが出てきましたら、本当に緊急であれば予備費で対応をさせていただいておりますし、またこの先どこかの議会の中の補正予算でさらに予算のほうは追加をさせていただいているような状況でございます。

安全対策につきましては、ある程度図ってまいりたいと考えております。

◇6番（月田 均君） では、これで終わります。

◇

○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、明日4日火曜日は午前9時までに議場へ参集してください。

ご苦労さまでした。

午後2時50分散会